

令和5年度

和歌山県 MCI 高齢者居場所づくり支援事業補助金

募集要領

〔受付期間〕

令和5年5月1日(月)から令和5年6月16日(金)まで

〔公募数〕

20か所まで

※ 法人内の複数の事業所等で補助対象事業の実施を予定している場合は、補助金の交付対象となる事業所等は2か所までとする。ただし、同一の市町村に所在する場合は、いずれか1か所までとする。

〔申請方法〕

メール又は郵送による提出

〔申請先〕

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局長寿社会課

〔お問い合わせ先〕

長寿社会班
MCI 高齢者居場所づくり支援事業補助金担当あて
TEL:073-441-2521
E-MAIL: e0403006@pref.wakayama.lg.jp

令和5年5月
和歌山県

第1 目的

軽度認知障害を有する高齢者（以下「MCI 高齢者」という。）の認知症の予防を図るため、MCI 高齢者、地域住民又は専門職等の関係者が集まり、自ら策定した認知症予防プログラムに基づくサービスの提供を通じてMCI 高齢者に居場所を設置・提供する事業を実施しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

※ 認知症予防プログラムとは、認知症の予防を図ることを目的として、当該目的のために提供する保健医療サービス、福祉サービスその他のサービスの内容、当該サービスを提供する手順その他の認知症の予防のための取組を定めた計画をいいます。

第2 補助金の内容

1 補助対象事業

次の(1)及び(2)の要件に該当する事業が補助金の対象となります。

(1) 認知症予防プログラム(MCI 高齢者を対象とするものに限る。)が次のア及びイのいずれにも該当する計画とします。

ア MCI 高齢者が地域において役割を担い、生きがいを持って生活ができるよう、MCI 高齢者の希望に応じ、これまでの経験や残された能力を活かせるもの。

(留意事項)

・本人の「やりたいこと」や「できること」を活かし、自ら活動し楽しめるものであること。

イ 認知症予防に効果があると認められる方法により行われるもの。

(留意事項)

・これまでの調査研究において、園芸、楽器演奏、音読、リハビリテーション等の介入により認知症の予防に一定の効果があつたと認められたものであること。

(2) MCI 高齢者の居場所としてMCI 高齢者、地域住民又は専門職その他の関係者が集まり、MCI 高齢者と関係者との交流の場の提供となること。

(留意事項)

・県が指定する認知症疾患医療センターや地域包括支援センターが必要と認め、補助事業への参加を促したMCI 高齢者を受け入れるものとする。

・MCI 高齢者以外にも、介護保険を申請していない軽度の認知症の者、鑑別診断を受けていないが、認知機能の低下が認められる高齢者の参加は認めることとする。

・本人にとって自ら活動し楽しめる、分かりあえる人と出会える場所であること。

・本人、地域住民、専門職が交流できる場であり、認知症に関する情報共有、意見交換、相談等の日常生活の不安の解消、認知症に対する理解を深めることが期待できる場所であること。

・プライバシーに配慮した空間があること。

・宗教的、政治的活動及び営利的活動を伴わない内容であること。

2 補助対象者

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する者が対象となります。

(1) 県内に事務所又は事業所(以下「事業所等」という。)を有する法人であること。

例) 介護事業所等を運営する社会福祉法人その他の法人

病院を運営する医療法人その他の法人

大学、学校を運営する法人

特定非営利活動法人 等

(2) 補助事業を実施する事業所等の所在する市町村長から、事業の実施及び継続について

積極的に関与し、支援することを前提とした推薦を受けた者であること。

(留意事項)

- ・補助金の交付を受けた年度終了後も当該事業を継続して実施することを想定しており、その実施にあたっては市町村と連携を図るため、市町村長の推薦を要するものとする。
- (3)補助事業に従事する者として、医師、保健師、精神保健福祉士、認知症看護認定看護師、作業療法士その他の認知症予防、認知症の医療や介護のケアに関して専門知識を有する者が1名以上配置(外部講師による確保を含む。)されている者であること。

3 補助金の額

- (1) 補助上限額は、50万円となります。
- (2) 補助金の額の算定方法は、補助上限額 50万円と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を比較して少ない方の額とします。
- ※ 寄付金その他の収入額:国、市町村等の和歌山県以外から補助金等の財政的支援を受けた額と参加者から徴した参加料等を合算した額とします。
 - ※ 補助事業者が社会福祉法人等営利を目的としない法人である場合は、その特殊性を考慮し、補助事業等に指定する寄付金であっても、ここにいう寄付金に該当しないこととして取り扱います。

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(補助対象経費)は、以下のとおりです。

経費項目	説明
割増賃金・手当	認知症予防プログラムの作成、これに基づくサービスの提供により生じた追加的業務に係る労働の対償として使用者が支払う職員の割増賃金や手当に限る。
報償費	外部講師(専門職)への謝金
旅費	外部講師(専門職)の交通費、宿泊費等
備品購入費	認知予防プログラム又は居場所等運営に直接必要な備品購入費
需用費	
消耗品費	認知予防プログラム又は居場所等運営に直接必要な物品の購入費
食糧費	外部講師、居場所参加者への弁当、茶菓等
印刷製本費	チラシ、ポスター、プログラム等の印刷代、複写費、製本費等
使用料及び賃借料	会場、機材等の借り上げ料等
その他	知事が適当と認める経費

※領収書等がないなど支出の事実が証明できない経費は補助対象経費として計上できません。
また、人件費及び報償費は認知症予防プログラムの作成・提供等に従事した日数がわかる資料が必要です。

5 公募数

20か所まで

※ 法人内の複数の事業所等で補助対象事業の実施を予定している場合は、補助金の交付対象となる事業所等は2か所までとする。ただし、同一の市町村に所在する場合

は、いずれか1か所までとする。

第3 交付申請手続

1 受付期間

令和5年5月1日(月)から令和5年6月16日(金)まで

2 申請方法

メール又は郵送による提出

3 申請先

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1 県長寿社会課長寿社会班
E-MAIL: e0403006@pref.wakayama.lg.jp

4 申請手続・提出書類

(1)交付申請提出書類は次のとおりです。

- ・MCI 高齢者居場所づくり支援事業補助金交付申請書(和歌山県補助金等交付規則別記第1号様式)
 - ・MCI 高齢者居場所づくり支援事業補助金所要額調書(別記第1号様式)
 - ・事業計画書(別記第2号様式)
 - ・収支予算書(別記第3号様式)
 - ・市町村長からの推薦書(別記第4号様式)
 - ・定款・規約等
 - ・役員名簿(別記第5号様式)
 - ・事業従事者が認知症予防等に関して専門知識を有する者であることが確認できる経歴書
 - ・提供する認知症予防プログラムが認知症予防に効果があると認められるものであることが確認できる資料
- ※第2-1-(1)-イ-(留意事項)参照し、これまでの調査研究事業の報告書等の認知症予防に効果があると確認できる資料を添付すること(報告書を添付する場合は、該当する部分を明確化すること。)
- ・その他知事が必要と認める書類

(2)交付決定

申請された書類を審査の上、交付決定通知を行います。

*提出書類の内容について、電話等で問い合わせる場合があります。

(3)補助事業の実施

補助金交付申請後、交付決定を受けてから補助事業に着手願います。補助金交付決定前の事業実施には補助金を交付できません。交付申請時に提出した「事業計画書」に記載の「居場所の設置(予定)時期」内に補助事業を完了(支払まで完了)してください。

*「居場所の設置(予定)時期」は、年度内に終了するものとしてください。

*経費の支払先への支払まで完了しないと、補助事業の完了とはなりません。

*交付申請時に提出した「事業計画書」の内容に基づき、補助事業を実施してください。交付決定後に補助事業の内容を変更する際はあらかじめ知事の承認が必要です(軽微な変更と認められる場合を除く。)。また、補助事業に要する経費の配分の変更が事業費の額の30パーセントを超える増減がある場合は、あらかじめ知事の承認が必要です。

(4)実績報告

補助事業完了後、実績報告を行ってください。提出書類は次のとおりで、提出先は、交付申請時の申請先と同じです。

* 実績報告書等は、補助事業完了後 20 日以内に提出してください。

なお、提出の締め切りは令和6年4月5日(金)です。

- ・MCI 高齢者居場所づくり支援事業補助金実績報告書(和歌山県補助金等交付規則別記第2号様式)
- ・MCI 高齢者居場所づくり支援事業補助金精算額調書(別記第9号様式)
- ・事業報告書(別記第10号様式)
- ・収支決算書(別記第11号様式)
- ・補助対象経費に係る領収書又は支払が確認できる書類の写し
 - * 各経費の領収書、振込明細書等(日付、申請者名、使途、金額がすべて明記されたもの。写し可。)を提出してください。
 - * 「収支決算書」に記載した「補助対象経費」の項目毎に整理の上、提出してください。
 - * 精算根拠が確認できない経費は、補助対象経費となりません。
- ・事業実績を証する資料(活動を案内するチラシ、ポスター、プログラム等)
- ・その他知事が必要と認める書類

(5) 額の確定

提出された書類を審査の上、適正と認めるときは、額の確定通知を行います。

* 提出書類の内容について、電話等で問い合わせる場合があります。

(6) 補助金請求

MCI 高齢者居場所づくり支援事業補助金交付請求書(和歌山県補助金等交付規則別記第3号様式)を提出してください。提出先は、交付申請時の申請先と同じです。

* 額の確定通知後、速やかに提出してください。

* 請求額は、額の確定通知書に記載された金額です。

* 交付請求書が届かない場合は、補助金を支払うことができません。

第4 留意事項

* 各提出書類の提出部数は、1部となります。

なお、電話等により内容を確認させていただく場合がありますので、必ず控えをとっておいてください。

* 認知症及び認知症予防に関する知識の普及及び啓発を目的として、補助対象者が実施した本事業の内容について、提供を求めるとともにその一部又は全部を公表し、又は使用する場合があります。

* やむを得ず本事業を取りやめる場合は、速やかに事業中止(廃止)承認申請書(別記第7号様式)を提出してください。

* 本事業の収支に関する帳簿、領収書等の関係書類は、整理の上、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する必要があります。

* 本事業により取得した備品等について、知事の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助対象者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は要綱第9条に規定する耐用年数の期間を経過した場合は、この限りではありません。

* 補助金の支払後、提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合は、和歌山県補助金等交付規則に基づき、補助金を返還していただきます。